

## リバーサイド笠松園 短期入所生活介護 ご利用料金のご案内（令和4年10月改定）

### ✿施設の概要

- ・施設の種類 指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所
- ・事業所番号 岐阜県 2170600593号
- ・利用定員 16人
- ・通常の送迎の実施地域 羽島郡 2 町（岐南町・笠松町）と岐阜市柳津町及び各務原市川島地区並びに当事業所より直線距離で5km未満

### ✿要介護の方の利用料金 負担割合3割の方

〈サービス利用料金（円）（1日あたり）〉

1. 併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）	要介護度 1 2,088 円	要介護度 2 2,292 円	要介護度 3 2,514 円	要介護度 4 2,724 円	要介護度 5 2,928 円
2. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※	54 円	54 円	54 円	54 円	54 円
3. 看護体制加算（Ⅰ）	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
4. 看護体制加算（Ⅱ）	24 円	24 円	24 円	24 円	24 円
5. 夜勤職員配置加算（Ⅳ）	60 円	60 円	60 円	60 円	60 円
6. 送迎加算（片道につき）	552 円				
7. 緊急短期入所受入加算※	270 円				

※介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた方で、居宅サービス計画に位置付けられていない場合、緊急利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行なう家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定します。

8. 処遇改善加算（Ⅰ）※	1 から 7 の総単位数の 83/1000 円
9. 介護職員等ベースアップ等支援加算※	1 から 7 の総単位数の 16/1000 円
10. 居室に係る自己負担額	2,010 円
11. 食事に係る自己負担額	1,500 円

※ サービス提供体制強化加算、処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は区分支給限度

基準額の算定対象外です。

※ 加算等につきましては、今後変更もありえますが、変更の際は改めてご連絡致します。

❖ 当事業者の滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、滞在費・食費の負担額が軽減されます。

区分	負担限度額				⑤ ①②③④以外の方 (第4段階)
	世帯全員が市町村民税非課税者で				
	①生活保護受給者及び高齢福祉年金受給者 (第1段階)	②課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 (第2段階)	③課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超120万円以下 (第3段階①)	④課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 (第3段階②)	
朝食単価	360円	360円	360円	360円	360円
昼食単価	600円	600円	600円	600円	600円
夕食単価	540円	540円	540円	540円	540円
<b>食費</b>	<b>300円</b>	<b>600円</b>	<b>1,000円</b>	<b>1,300円</b>	<b>1,500円</b>

<b>滞在費</b>	<b>820円</b>	<b>820円</b>	<b>1,310円</b>	<b>1,310円</b>	<b>2,010円</b>
------------	-------------	-------------	---------------	---------------	---------------

※ ①②③④について世帯が違っていても配偶者が市町村民税を課税されている場合は対象外です。

※ ②③④について預貯金等が一定額以下であることが条件です。

②年金収入等80万円以下（第2段階）	単身 650万円、夫婦 1,650万円
③年金収入等80万円超120万円以下 （第3段階①）	単身 550万円、夫婦 1,550万円
④年金収入等120万円超（第3段階②）	単身 500万円、夫婦 1,500万円

※ 1日の食費の負担額は、1,500円となりますが、食事の利用状況（朝、昼、夕）及び負担額の軽減により、お支払額は各食単価の合計金額又は食費のうち、低い方の金額となります。

❖ お問い合わせ先

〒501-6062 岐阜県羽島郡笠松町田代 621 番地の 1  
 TEL (058) 388-5224 FAX (058) 388-5225  
 HP アドレス <http://www.h-fukuiyu.or.jp>